

同意書

当事業所は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の規定に基づき実施した健康診断(以下、「事業者健診」という。)のうち、特定健康診査項目の結果について、全国健康保険協会島根支部(以下、「島根支部」という。)へ提供することについて、下記のとおり同意します。

記

- 1. 提供する対象者は、事業者健診受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する 40 歳以上 75 歳未満の者であること。
- 2. 島根支部が健診実施機関より特定健康診査結果の提供を受けること。この場合、島根支部は必要に応じて事業者健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとする。
- 3. 島根支部が健診実施機関より特定健康診査結果の提供を受けることができない場合には、紙媒体等により当事業所から島根支部へ提供すること。
- 4. 島根支部が取得する特定健康診査結果については、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
- 5. 特段の申し出がない場合については次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。

全国健康保険協会島根支部 宛
(保険者)

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名			
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)			
担当者名		電話番号	
受診健診機関名			
健診実施月	月		

裏面をご覧ください。

健診結果を協会けんぽへ直接提供することが可能な健診機関

令和5年4月現在

健診機関名	所在地
島根県環境保健公社	松江市古志原 1-4-6 浜田市竹迫町 2373-4（浜田支所） 出雲市塩冶町 223-1（出雲出張所）
ふれあい診療所健診センター（松江生協病院）	松江市西津田 7-14-21
安来市医師会診療所	安来市伯太町安田 1700
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬 1931
やすぎ博愛クリニック	安来市安来町 1278-5
安来第一病院	安来市安来町 899-1
ヘルスサイエンスセンター島根	出雲市塩冶町 223-7
出雲市民病院健診センター	出雲市塩冶町 1536-1
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町 613
寿生病院	出雲市上塩冶町 2862-1
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋 1294-1
奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成 1622-1
益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町 1917-2
金島胃腸科外科	益田市高津 1-9-4
中国労働衛生協会米子検診所	米子市二本木 501-6

● 健診機関から直接提供

上表の健診機関における健診結果は、同意書をご提出いただければ、健診機関から協会けんぽ島根支部へ直接提供されます。

● 協会けんぽへ提供される健診結果項目

- ・ 健診機関名・氏名（カナ）・生年月日・性別・健康保険証の記号番号・受診年月日
- ・ 身長・体重・BMI・腹囲・血圧・心電図検査・貧血検査
- ・ 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）・中性脂肪・HDLコレステロール
- ・ LDLコレステロール（又はnon-HDLコレステロール※1）・GOT・GPT・γ-GTP
- ・ 空腹時血糖又はヘモグロビンA1c（又は随時血糖※2）
- ・ 尿糖・尿蛋白・医師の診断（判定）・健診を実施した医師の氏名
- ・ 服薬情報（血圧、血糖、脂質）・喫煙歴・既往歴・自覚症状・他覚症状・食後採血時間

※1 中性脂肪 400mg/dl 以上や食後採血の場合。

※2 食後3、5時間以上経過後に採血したもの。

● 個人情報について

協会けんぽ（保険者）へ特定健康診査の項目を提供することは法律（※）で定められているため、本人の同意を得なくても問題ありません。

※高齢者の医療の確保に関する法律第27条

● 上表の健診機関以外の場合

上表の健診機関以外で受診されている場合は、健診結果票の写しをご提供ください。提供の方法等については別途ご連絡いたしますのでご協力の程よろしくお願いいたします。